

保護者様

大阪市立滝川幼稚園長 村上 昌志

非常変災害時等措置について

台風の接近や地震、大雨による河川洪水等のおそれがあるとき、大阪市立校園では、下記のように対処いたしております。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

台風接近・地震発生・水害等

○午前7時までに避難関係の発令があった場合

- ・午前7時現在、大阪市に「暴風警報」か「暴風雪警報」か「特別警報」が発令されている場合
→ 臨時休業といたします。
- ・午前7時現在、大阪市北区内に「河川氾濫の警戒レベル3（高齢者は避難）警戒レベル4（全員避難）」が発令されている場合
→ 臨時休業といたします。
- ・大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合
→ 臨時休業といたします。
- ・「南海トラフ地震に関する情報」のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するものが発表された場合
→ 臨時休業といたします。

○午前7時～始業時刻までに発令があった場合

○登校園した後に発令があった場合

同上

※すでに登校園している幼児・児童については、保護者への引き渡しを実施しますので、お迎えをお願いします。

お迎えを待つ間、幼児・児童は学校園で安全を確保しつつ待機します。

※津波、余震等の状況や、「避難勧告」「避難指示」の区域になっている場合には、下校の安全が確認されるまで、滝川小学校の3～5階に避難・待機する場合があります。

非常変災害時は、ホームページ、メール配信で連絡します

- 臨時休業となった場合や暴風警報もしくは特別警報が発令された場合は、「預かり保育」は中止になります。
- 臨時休業となった場合、安全管理について、各ご家庭で十分ご留意下さい。